

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）の負傷は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は○会社の労働者として総務全般と警備員の配置業務に従事していた。

平成○年○月○日、同事業場の下請けとして出入りしていた従業員第二当事者（以下「加害者」という。）から暴力を受け負傷した。請求人は同日○病院に受診した結果、「硝子体出血、裂孔原性網膜剥離の疑い、眼球打撲傷」と診断され加療を行った。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人は、警備員の配置の業務をしているが、加害者が警備員の中で昔から息のかかった警備員を人夫として賃金のピンハネをしようとした。請求人が強制労働になるからと阻止したことで負傷したため、業務上の災害であることは明らかである。

したがって、監督署長の行った不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

加害行為が明らかに業務に関連しているか否かについて検討すると、請求人が事業場において警備員の配置業務に従事していたため、加害者が自分の元従業員であった警備員を人夫として配置することを要求したところ、請求人は違法行為であるため人夫の配置はできない旨伝えたので、加害者は憤慨したものである。

以上から、請求人は警備員配置の業務に携わっており、下請会社との人員の調整を行う立場であり、職務の性質上、トラブル発生の蓋然性が高い業務に従事していたものと判断され、本件加害行為に至る発端も人員の調整に関連したものであり、業務に関連していると言える。

次に加害行為との相当因果関係が認められるか否かについてみると、加害者は当日の朝、事業場に現れ、請求人が要求を断ったことに対して威嚇してきた。やり取りの最後には、「今後協力せえや、まあよろしく頼むわ」と握手を求めてきて、請求人もこれ以上営業妨害されては困ると思い握手に応じ、加害者も一旦事業場を離れたことから両者間のトラブルは収まったと考えられる。

そして、約3時間経過後に「やっぱり気が済まんわ、殴りに行っただけからな。」と請求人に電話をして再度来社し、「帰ったけど気が治まらんでお前を殴りに来たんや。何でお前みたいな奴に気使わなあかんねん。眼鏡ははずせや」と言い、請求人が眼鏡を外し両手を後ろで組むと「お前俺に殴らそうとしとんちゃうか」と言い、請求人が「手を出したらだめでしょう」と言ったあと左頬を平手打ちされたことから、加害者は最初から暴行を加えるつもりであったことが明らかであり、午前中のやり取りの最後に一度は握手をして収まっていたものが一旦帰ってから約4時間半の時間の経過とともに、日頃から請求人に抱いていた腹立たしい感情も影響して私怨に転化し、特段仕事の話をすることもなく暴行行為に至ったものと考えられる。

以上のことから、本件加害行為に至る発端は、一見請求人の業務に関連しているものであるが、請求人と加害者の私的関係や時間的関連性を考慮すると、実際には加害者の私怨に起因したものであるため、業務起因性は認められず不支給処分としたものである。

4 審査官の判断

請求人は、平成○年○月○日に事業場内において、日頃から出入りしている加害者から左頬を殴打され負傷したものである。

請求人の業務は、工事現場における警備員の配置をすることにあるが、請求人はかねてより、加害者から不正行為である警備員の人夫への配置を執拗に要求されており、負傷当日の朝も大声で威嚇す

る加害者からの要求に対し拒否した。

最後に加害者が「今後は協力せえや。よろしく頼むわ」と言い握手をし、一旦事業場を出たものの、3時間程後に「やっぱり気が済まんわ、殴りに行ったるからな」等と請求人に電話で予告した上で、再び事業場に現れ請求人を呼び出し、請求人の「話をすればいいじゃないですか」と言うのも無視し、一方的に暴行に及んだものである。

本件災害は、請求人の担当する警備員の配置業務に端を発していることは明らかである。

午前中の出来事から暴行を受けるまでの時間的経過を見れば、双方が握手をして加害者が一旦事業場を離れたとはいえ、請求人としては、これ以上営業妨害されると事業に支障が出るといけないとの思いから、加害者の求めに応じやむなく握手したにすぎず、何ら問題は収まってはおらず、加害者が自分の思うようにならないことに立腹し、事前に暴力を振るうことを予告して再び事業場に出向き暴行に及んだことから考えれば、請求人の業務に基づき、加害者が請求人に抱いた悪感情が高まったことにより、暴行に及んだものと認められ、私的怨恨に転化したとは到底考えられないことは明らかであり、午前中の出来事に関連したものと捉えるのが妥当と判断する。

また、当該業務を担当していれば請求人でなくとも加害者からの暴力を受ける危険性は十分にあった状況と推測され、加害者のような人物を自由に出入りさせていた事業場側にも、従業員に対する安全配慮が十分でなかったものと思料される。

なお、請求人及び複数の事業場関係者からの聴取内容からは、本件災害が私的怨恨に基づくものとは判断できず、請求人には、特段、加害者を刺激、挑発した言動も認められないことから、業務と本件災害との間に相当因果関係が認められるものと判断する。

以上のことから、本件災害は、業務上の事由によるものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。